

総務教育常任委員会資料

(令和3年8月20日)

〔 件 名 〕

- ・ 令和2年度一般会計決算について 【財政課】 . . . 2
- ・ 令和3年度普通交付税（県分）の交付額の決定について 【財政課】 . . . 7
- ・ 「地方創生実現財政基盤強化知事連盟」の国への要望活動について
【財政課】 . . . 8
- ・ 令和3年度第2回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果
について 【人権・同和対策課】 . . . 9

総 務 部

令和2年度 一般会計決算について

令和3年8月20日
財 政 課

令和2年度一般会計は、新型コロナウイルス感染症の影響を非常に大きく受けた決算となりました。

歳入では、県税等が大きく減少した一方、地方交付税の増加や新型コロナウイルス関連の交付金が338億円交付された結果、前年度を369億円上回りました。

歳出では、災害復旧事業が大きく減少したものの、新型コロナウイルス感染症対策として医療体制整備や事業者支援などを積極的に行ったことにより、前年度を278億円上回りました。

これらの結果、実質収支、単年度収支ともに前年度を上回りました。

コロナ禍において、積極的な財政出動を行った結果、財政調整型基金の残高は、前年度比30億円減の272億円、地方債現在高は、前年度比14億円増の6,305億円と依然として高い水準にあるなど、引き続き厳しい財政運営が続いています。

1 総括

(単位：百万円)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	比較 (A)-(B)
歳入総額 (ア)	397,466	360,602	36,864
歳出総額 (イ)	384,359	356,519	27,840
歳入歳出差引額 (ア)-(イ)=(ウ)	13,107	4,083	9,024
翌年度へ繰越すべき財源 (エ)	3,032	1,250	1,782
実質収支 (ウ)-(エ)	10,075	2,833	7,242
単年度収支 実質収支の前年度との差	7,242	▲ 1,605	8,847

2 その他

(単位：百万円)

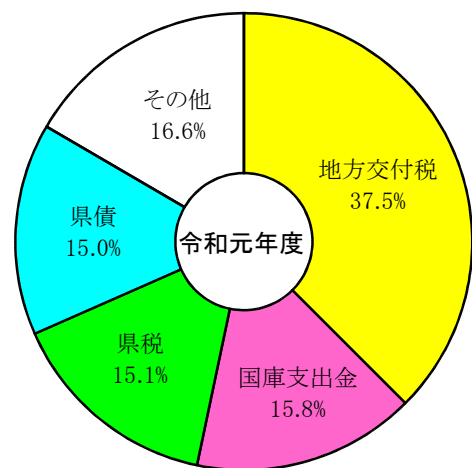
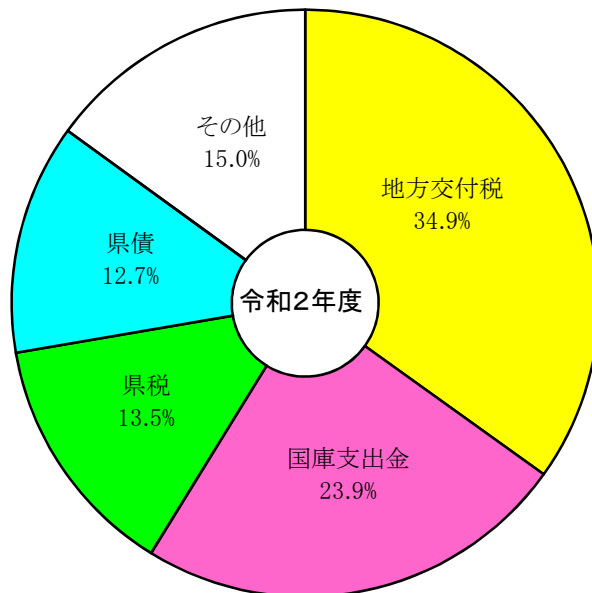
区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	比較 (A)-(B)
財政調整型基金残高	27,217	30,183	▲ 2,966
地方債現在高 (一般会計ベース)	630,501	629,124	1,377
(臨時財政対策債)	271,990	283,885	▲ 11,895
(臨時財政対策債除き)	358,511	345,239	13,272

(注) 財政調整型基金とは、財政調整基金、県立公共施設等建設基金、減債基金、大規模事業基金及び長寿社会対策推進基金をいう。

歳入

(単位:百万円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
県 税	53,580	13.5	54,454	15.1	▲ 874	▲ 1.6
地方消費税清算金	24,366	6.1	19,981	5.5	4,385	21.9
地方譲与税	9,870	2.5	10,673	3.0	▲ 803	▲ 7.5
地方特例交付金	341	0.1	583	0.2	▲ 242	▲ 41.5
地方交付税	138,882	34.9	135,205	37.5	3,677	2.7
交通安全対策特別交付金	135	0.0	124	0.0	11	8.9
分担金及び負担金	821	0.2	686	0.2	135	19.7
使用料及び手数料	4,007	1.0	4,115	1.1	▲ 108	▲ 2.6
国庫支出金	95,075	23.9	57,080	15.8	37,995	66.6
財産収入	784	0.2	1,232	0.3	▲ 448	▲ 36.4
寄附金	639	0.2	875	0.3	▲ 236	▲ 27.0
繰入金	7,791	2.0	7,909	2.2	▲ 118	▲ 1.5
繰越金	4,083	1.0	6,731	1.9	▲ 2,648	▲ 39.3
諸収入	6,781	1.7	6,799	1.9	▲ 18	▲ 0.3
県 債	50,311	12.7	54,155	15.0	▲ 3,844	▲ 7.1
(うち臨時財政対策債)	10,523	2.6	11,582	3.2	▲ 1,059	▲ 9.1
合 計	397,466	100.0	360,602	100.0	36,864	10.2



《増減の主なもの》

(単位:百万円)

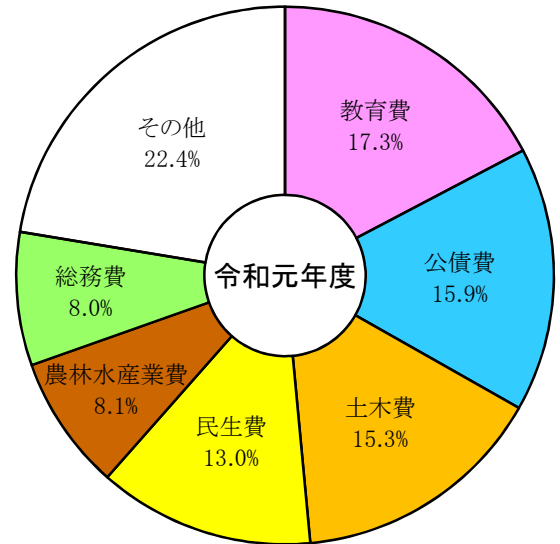
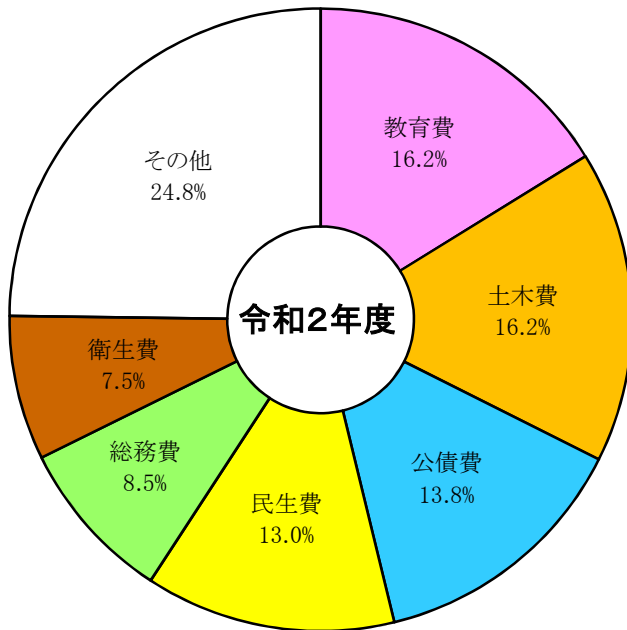
(県税)		
地方消費税	9,580 →	10,305 (+ 725)
軽油引取税	4,950 →	4,645 (▲ 305)
法人二税	13,383 →	12,267 (▲ 1,116)
(地方譲与税)		
地方揮発油譲与税	1,572 →	1,531 (▲ 41)
特別法人事業譲与税	8,917 →	8,161 (▲ 756)
(地方交付税)		
普通交付税	131,602 →	135,758 (+ 4,156)
特別交付税	3,603 →	3,124 (▲ 479)
(使用料及び手数料)		
旅券手数料	22 →	1 (▲ 21)
(国庫支出金)		
新型コロナ緊急包括支援交付金	0 →	18,073 (+ 18,073)
新型コロナ対応臨時交付金	0 →	15,733 (+ 15,733)
生活福祉資金緊急貸付事業	0 →	2,771 (+ 2,771)
地域高規格道路整備事業	2,418 →	4,530 (+ 2,112)
建設災害復旧費	3,973 →	838 (▲ 3,135)

(財産収入)		
県有財産売却収入	919 →	555 (▲ 364)
(繰入金)		
減債基金繰入金	900 →	5,300 (+ 4,400)
鳥取元気づくり推進基金	829 →	0 (▲ 829)
森林整備担い手育成基金	1,190 →	5 (▲ 1,185)
(繰越金)		
純繰越金	4,438 →	2,833 (▲ 1,605)
(諸収入)		
企業自立サポート事業(制度金融費)に係る補助	101 →	635 (+ 534)
スポーツ振興くじ助成金	5 →	67 (+ 62)
宝くじ収入	1,396 →	1,365 (▲ 31)
(県債)		
減収補填債	609 →	3,425 (+ 2,816)
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	2,006 →	3,690 (+ 1,684)
公共事業等債	20,253 →	18,425 (▲ 1,828)
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	2,000 →	0 (▲ 2,000)
災害復旧事業債	2,895 →	659 (▲ 2,236)

歳出(目的別)

(単位: 百万円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
議会費	845	0.2	893	0.3	▲ 48	▲ 5.4
総務費	32,540	8.5	28,571	8.0	3,969	13.9
民生費	50,106	13.0	46,461	13.0	3,645	7.8
衛生費	28,979	7.5	12,862	3.6	16,117	125.3
労働費	1,741	0.5	1,706	0.5	35	2.1
農林水産業費	27,890	7.3	28,744	8.1	▲ 854	▲ 3.0
商工費	21,605	5.6	16,887	4.7	4,718	27.9
土木費	62,207	16.2	54,464	15.3	7,743	14.2
警察費	16,047	4.2	15,743	4.4	304	1.9
教育費	62,418	16.2	61,759	17.3	659	1.1
災害復旧費	2,405	0.6	10,792	3.0	▲ 8,387	▲ 77.7
公債費	53,004	13.8	56,477	15.9	▲ 3,473	▲ 6.1
諸支出金	24,572	6.4	21,160	5.9	3,412	16.1
合計	384,359	100.0	356,519	100.0	27,840	7.8



《増減の主なもの》

(単位: 百万円)

(総務費)

新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整活用事業	0	→	2,096	(+)	2,096
鳥取県立県民文化会館特定天井耐震改修等事業	153	→	628	(+)	475
私立高等学校等就学支援金支給等事業	612	→	957	(+)	345
県政選挙費	262	→	0	(▲)	262
参議院議員選挙費	338	→	0	(▲)	338
米子コンベンションセンター舞台装置等改修事業	1,026	→	0	(▲)	1,026

(民生費)

生活福祉資金緊急貸付事業	0	→	2,771	(+)	2,771
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	66	→	490	(+)	424
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(介護分野)	592	→	1,020	(+)	428
後期高齢者医療制度財政支援事業	8,095	→	7,888	(▲)	207
鳥取療育園移転整備事業	285	→	0	(▲)	285

(衛生費)

医療環境整備等事業	0	→	15,479	(+)	15,479
新型コロナウイルス克服緊急応援事業	0	→	487	(+)	487
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(医療分)	1,040	→	597	(▲)	443

(労働費)

雇用維持地域人材育成事業	0	→	29	(+)	29
--------------	---	---	----	-----	----

(農林水産業費)

県営農地防災事業調査	74	→	808	(+)	734
漁業取締船「はやぶさ」代船建造事業	285	→	674	(+)	389
頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業	0	→	263	(+)	263
境港中冷基地冷蔵庫改築事業	497	→	0	(▲)	497
畜産クラスター施設整備事業(酪農)	615	→	0	(▲)	615
特定漁港漁場整備事業	3,470	→	1,589	(▲)	1,881

(商工費)

新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金積立事業	0	→	8,666	(+)	8,666
企業自立サポート事業(制度金融費)	636	→	1,737	(+)	1,101
新型コロナウイルス克服再スタート事業	0	→	600	(+)	600
企業立地事業補助金	6,160	→	2,644	(▲)	3,516

(土木費)

一般公共事業	30,589	→	42,025	(+)	11,436
単県公共事業	5,102	→	6,173	(+)	1,071
直轄事業負担金	8,176	→	3,839	(▲)	4,337

(教育費)

鳥取県におけるGIGAスクール構想推進事業	0	→	286	(+)	286
鳥取県立美術館整備推進事業	38	→	163	(+)	125
省エネルギー型設備導入事業費	127	→	7	(▲)	120

(災害復旧費)

直轄災害復旧費負担金	429	→	1	(▲)	428
団体営林道施設災害復旧事業	995	→	273	(▲)	722
耕地災害復旧事業	1,559	→	236	(▲)	1,323
建設災害復旧費	6,010	→	1,216	(▲)	4,794

(公債費)

利子	4,694	→	4,004	(▲)	690
元金	51,762	→	48,933	(▲)	2,829

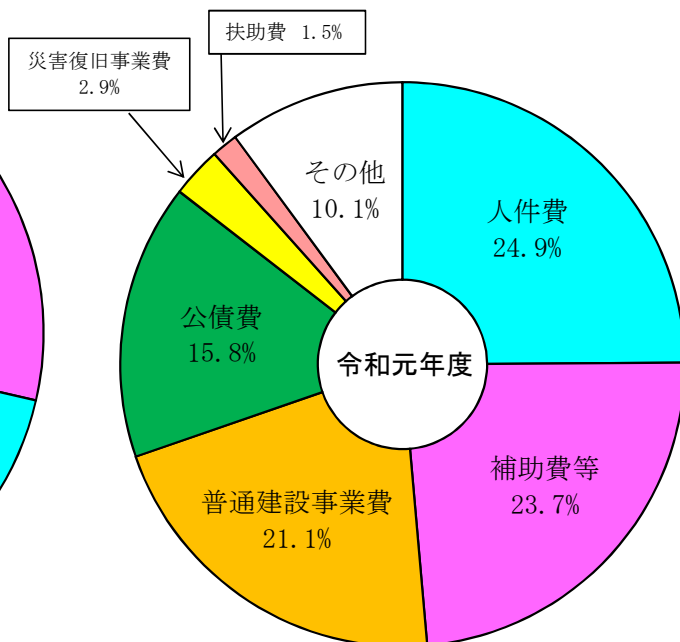
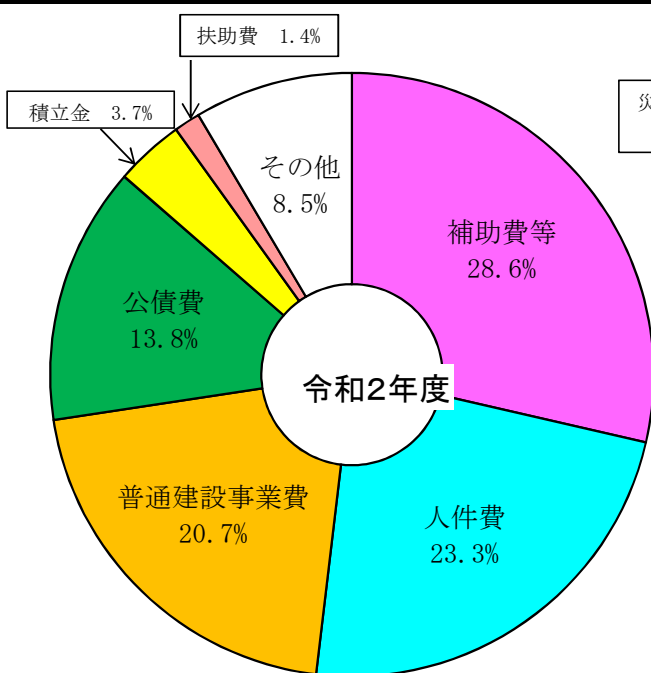
(諸支出金)

地方消費税交付金	10,011	→	12,206	(+)	2,195
地方消費税清算金	9,318	→	10,278	(+)	960
県税還付金	532	→	470	(▲)	62

歳出(性質別)

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
人件費	89,404	23.3	88,655	24.9	749	0.8
扶助費	5,536	1.4	5,448	1.5	88	1.6
補助費等	109,892	28.6	84,393	23.7	25,499	30.2
普通建設事業費	79,413	20.7	75,181	21.1	4,232	5.6
補助事業(直轄含む)	62,662	16.3	55,168	15.5	7,494	13.6
単独事業	16,618	4.3	19,870	5.6	▲ 3,252	▲ 16.4
受託事業	133	0.0	142	0.0	▲ 9	▲ 6.3
災害復旧事業費	2,334	0.6	10,378	2.9	▲ 8,044	▲ 77.5
公債費	52,937	13.8	56,456	15.8	▲ 3,519	▲ 6.2
積立金	14,246	3.7	3,117	0.9	11,129	357.0
貸付金	1,545	0.4	4,360	1.2	▲ 2,815	▲ 64.6
その他の経費	29,052	7.5	28,531	8.0	521	1.8
合計	384,359	100.0	356,519	100.0	27,840	7.8



《増減の主なもの》

(単位:百万円)

《増減の主なもの》		
(人件費)		
退職手当	8,107	→ 8,901 (+ 794)
職員人件費(退職手当除く)	75,797	→ 75,086 (▲ 711)
(補助費等)		
医療環境整備等事業	0	→ 14,756 (+ 14,756)
生活福祉資金緊急貸付事業	0	→ 2,771 (+ 2,771)
地方消費税交付金	10,011	→ 12,206 (+ 2,195)
新型コロナウイルス克服再スタート事業	0	→ 1,312 (+ 1,312)
企業自立サポート事業(制度金融費)	636	→ 1,737 (+ 1,101)
地方消費税清算金	9,318	→ 10,278 (+ 960)
新型コロナウイルス克服緊急応援事業	0	→ 785 (+ 785)
境港中冷地冷蔵庫改築事業	497	→ 0 (▲ 497)
(普通建設事業費)		
一般公共事業	41,624	→ 52,440 (+ 10,816)
単県公共事業	5,348	→ 6,375 (+ 1,027)
鳥取県立県民文化会館特定天井耐震改修等事業	153	→ 628 (+ 475)
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	66	→ 490 (+ 424)
漁業取締船「はやぶさ」代船建造事業	285	→ 674 (+ 389)
米子コンベンションセンター舞台装置等改修事業	1,026	→ 0 (▲ 1,026)
企業立地事業補助金	6,160	→ 2,644 (▲ 3,516)
直轄事業負担金	8,234	→ 3,873 (▲ 4,361)

(災害復旧事業費)		
直轄災害復旧費負担金	429	→ 1 (▲ 428)
団体営林道施設災害復旧事業	995	→ 273 (▲ 722)
耕地災害復旧事業	1,559	→ 236 (▲ 1,323)
建設災害復旧費	6,010	→ 1,216 (▲ 4,794)
(公債費)		
利子	4,694	→ 4,004 (▲ 690)
元金	51,762	→ 48,933 (▲ 2,829)
(積立金)		
新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	0	→ 8,666 (+ 8,666)
減債基金	86	→ 2,334 (+ 2,248)
安心子ども基金	2	→ 447 (+ 445)
(貸付金)		
分収造林促進費	208	→ 40 (▲ 168)
スタートアップ応援ファンド運営事業	2,500	→ 0 (▲ 2,500)
(その他の経費)		
医療環境整備等事業	0	→ 571 (+ 571)
国勢調査費	5	→ 258 (+ 253)
新型コロナウイルス軽症者等宿泊療養運営事業	0	→ 201 (+ 201)

主な財政指標等

1 公債費負担比率（普通会計）

区 分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
本 県	21.3	25.4	22.7	23.3	23.2	24.2	23.7	24.3	24.5	24.2	23.0	20.0
全国都道府県	18.8	18.9	19.4	19.7	19.9	19.5	18.7	18.4	18.6	18.2	17.7	-

注) 公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいう。

2 経常収支比率（普通会計）

区 分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
本 県	91.9	86.5	88.8	89.4	88.6	89.3	90.2	92.4	92.7	90.9	92.2	89.2
全国都道府県	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4	94.3	94.2	93.0	93.2	-

注) 経常収支比率とは、歳出総額の中の経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合をいう。

3 財政力指数

区 分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
本 県	0.27	0.26	0.26	0.24	0.24	0.24	0.25	0.27	0.27	0.28	0.28	0.29
全国都道府県	0.52	0.49	0.47	0.46	0.46	0.47	0.49	0.51	0.51	0.52	0.52	-

注) 財政力指数とは、地方公共団体の財政力の強弱を表す指標であり、基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去3カ年の平均値をいう。

令和3年度普通交付税（県分）の交付額の決定について

令和3年8月20日
財 政 課

令和3年8月3日に閣議報告の上、令和3年度普通交付税が決定されました。
本県における県分の配分額等の概要は以下のとおりです。

<交付決定額の増減分析>

- 臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は、1,568億円となり、前年度に対して+105億円となり、実質的な普通交付税は2年連続の増加となった。

(単位：億円)

	R3 交付決定	R2 交付決定	増減額 (R3-R2)	伸率
普通交付税額	1,398	1,358	+41	+3.0%
臨時財政対策債 発行可能額	169	105	+64	+60.8%
合 計	1,568	1,463	+105	+7.2%

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない。

- ・普通交付税額は1,398億円となり、前年度に対して+41億円(+3.0%)となった。
- ・臨時財政対策債発行可能額は169億円となり、前年度に対して+64億円(+60.8%)となった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で法人県民税、法人事業税等が減少し、基準財政収入額が▲66億となった。
- ・地方債の償還減等に伴う公債費の減(▲13億)に対し、令和3年度に新設された「地域デジタル社会推進費」(+15億)や、社会保障関係費の増加により個別算定経費が前年度に対して増(+21億)したほか、会計年度任用職員の期末手当支給や維持補修費の増等に伴う包括算定経費の増(+13億)が、対前年比で増額の要因となっている。

【主な増減理由】

(全国)

◆基準財政需要額 **2,052億円(+38億円)(+1.9%)** **+2.4%**

<主な要因>

	(R2)	(R3)		
個別算定経費の増	1,406億円	1,427億円	(+21億円、+1.5%)	+2.6%
地域デジタル社会推進費の創設	0億円	15億円	(+15億円、皆増)	皆増
包括算定経費の増	174億円	187億円	(+13億円、+7.5%)	+6.6%
公債費の減	337億円	324億円	(▲13億円、▲3.9%)	▲2.6%

◆基準財政収入額 **483億円(▲66億円)(▲12.1%)** **▲12.7%**

<主な要因> 特別法人事業譲与税の減 74億円→46億円 (▲28億円、▲38.1%) **▲37.4%**
法人事業税の減 83億円→61億円 (▲22億円、▲26.1%) **▲24.9%**

※基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、一定の方法により算定した額であり、実際の税収入とは異なる。

【参考】R3年度当初予算対比

(単位：億円)

	R3 交付決定	R3 当初予算額	増減額 (決定-予算)	伸率
普通交付税額	1,398	1,368	+30	+2.2%
臨時財政対策債 発行可能額	169	169	▲1	▲0.1%
合 計	1,568	1,538	+30	+1.9%

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない。

「地方創生実現財政基盤強化知事連盟」の国への要望活動について

令和3年8月20日

財 政 課

7月14日（水）に、「地方創生実現財政基盤強化知事連盟」として、令和4年度国概算要求に向けて、以下のとおり総務省に要望活動を行いました。

1 日 時 令和3年7月14日（水）15:00～15:15

2 相手方 熊田 裕通 総務副大臣

3 要望者 地方創生実現財政基盤強化知事連盟（鳥取県知事、新潟県知事、徳島県）

4 主な要望内容

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税や、地方交付税の原資となる国税の収入の落ち込みが見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策や別枠の加算により臨時財政対策債の増加を抑制すること。
- ・地域経済の回復や人口減少対策などの様々な課題に的確に対応していく必要があることから、「地域社会再生事業費」を継続するとともに、偏在是正効果が十分に発揮されるよう、地域社会の維持、再生に取り組む必要性の高い団体により重点的に配分し、財源調整機能が適切に発揮されるようにすること。
- ・公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、「公共施設等適正管理推進事業債」を延長するとともに、公用施設も含め対象の拡充を図ること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による消費の抑制等により、想定を超える大幅な減収が生じた場合に備え、引き続き地方消費税をはじめ減収が見込まれる税目を減収補填債の発行対象に追加するなど、必要な措置を講じること。

5 要望結果

要望を受けて、熊田副大臣からは、

- ・地方一般財源総額確保については、確保に向けて引き続きやらせていただく。
- ・地域社会再生事業費については、皆さんの意見を伺いながら継続してやっていきたい。
- ・公共施設等適正管理推進事業債については、引き続き継続する方向で進んでいるが、公用施設への適用については、現状以上の拡充は難しい。

旨のコメントがありました。

（参考）地方創生実現財政基盤強化知事連盟

【構成】

北海道知事、青森県知事、秋田県知事、新潟県知事、山梨県知事、長野県知事、鳥取県知事、島根県知事、山口県知事、徳島県知事、高知県知事 計11道県（下線は設立発起人）

【活動経過】

- ・令和元年 5月31日 連盟設立、総務大臣への要望活動
- ・同年 6月12日 内閣府副大臣への要望活動
- ・同年 9月 地方交付税法に基づく意見申出
- ・同年 11月 6日 総務大臣政務官への要望活動
- ・令和2年 9月 地方交付税法に基づく意見申出
- ・同年 11月18日 総務大臣への要望活動
- ・令和3年 7月14日 総務副大臣への要望活動

令和3年度第2回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果について

令和3年8月20日
人権・同和对策課

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に伴い、鳥取県人権施策基本方針第4次改訂を行うにあたり、「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」を開催し、第4次改訂素案について意見交換を行いましたのでその結果について報告します。

- 1 日時/場所 令和3年7月27日(火)10:00～12:00 /とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町)
- 2 出席者 委員23名/26名
- 3 委員からの主な意見(欠席者の意見や後日提出された意見を含む)

No	意見等(発言者)
1	<p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権施策基本方針第4次改訂の基本的な方向が明確化され、<u>施策の基本的方向性も現状把握を基に人権救済、支援、予防の個別施策が明示されている。</u>
2	<p>第2章 人権教育・人権啓発の推進 1 人権教育 (2)社会教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育で「家族で人権問題を学ぶ機会を提供するなど、家族で学びあったりできる体験活動などの充実に努める」と「家庭教育」に言及しているが少し違和感がある。<u>様々な問題を抱えている家族がある中、学習機会を充実するだけで教育が推進するとは思えない。地域における人権教育の推進の中に入れてはどうか。様々な家族課題を置いておいて、想定する家族像を押し付けているように読める。</u>
3	<p>第2章 人権教育・人権啓発の推進 2 人権啓発 (2)企業への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内のハラスメント防止対策とメンタルヘルス対策とはリンクしているところがある。言葉にいれるかどうかは別としてメンタルヘルス、ハラスメント対策の仕組みづくりについて<u>企業は悩んでいる。</u> ・人権意識調査結果によると職場内でハラスメントが多いということなので、<u>ハラスメント、採用、男女共同参画など様々な視点での人権は大事。</u> ・職場におけるハラスメント教育や人権啓発が重要だが、<u>人権啓発推進員だけでは限界がある。企業トップへの働きかけができる取組など、今一步踏み込んだ取組をお願いしたい。</u>
4	<p>第6章 共通して取り組む重要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各個別分野ごとに関連するSDGsが書かれているが、分野ごとにSDGsのゴールがかわるのはいかながなものか。それぞれに当てはめるのではなく、<u>第6章の「SDGsと人権」において、各分野とSDGsとのかかわりを記述してはどうか。</u> <p>第7章 分野別施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの各ゴールに対して様々な分野の施策からどうアプローチするのかを記述した方がわかりやすい。
5	<p>第6章 共通して取り組む重要施策 2 ビジネスと人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネスと人権」という言葉はまだ浸透していないので、<u>「ビジネスと人権」についての周知や啓発活動をしてはどうか。</u>
6	<p>第6章 共通して取り組む重要施策 3 Society5.0 への変革と人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Society5.0 など横文字が並び理解しがたい。県民が理解しやすい表現にしてほしい。 ・GIGA スクール構想により、全ての児童生徒がインターネットを活用することとなる。<u>差別やいじめ等がインターネット上にあるという意識をもち、私たち(県ケータイ・インターネット教育推進員)が学校、関係機関を巻き込んで教育していくことを強く書いてはどうか。</u>
7	<p>第7章 分野別施策の推進 4 子どもの人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親になるための教育の推進」とあるが、親になることが前提となっており、また、内容も直接的に人権にかかわることではないように読める。<u>削除してはどうか。</u>
8	<p>第7章 分野別施策の推進 7「感染症等病気にかかわる人の人権」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称については、コロナに関するかなりの対策が必要であることはわかる。<u>あらゆる病気に対しての支援が必要ということが県民に伝わるのが大事であり「あらゆる病気にかかっている人」という表現が入っているのでよい。</u> ・<u>次回改訂時は「感染症等」を記載するかどうか検討いただきたい。</u> ・「感染症等病気」の「等」を「など」にしてはどうか。 ・治療と生活・就労を分断せず、<u>両立支援などが伝わる表現が「施策の基本的方向」の「相談支援体制の充実」に入れればより良いものとなる。</u>

9	<p>第7章 分野別施策の推進 9 犯罪被害等の人権</p> <p>・2次被害が長期間にわたり被害者を苦しめ解放されない問題がある。<u>周囲の人々に限らず、全く知らない無関係な人からの心無い、根拠のない書き込み等がありネット上に残る。</u></p>
10	<p>第7章 分野別施策の推進 10 性的マイノリティの人権</p> <p>・コミュニティスペース(※)設置・運営について市町村が主となって行っているのは鳥取県の特長。本来NPOがすべきものだがそういった団体もなく、個人がするとつぶしにかかる人がいる。鳥取市では既に設置済み、倉吉市は8月、米子市は9月設置予定だが、当事者と直接関わり寄り添うことのできる人と場所が不足しているのが現状。県は相談支援体制の充実を図る支援を行うことが必要。</p> <p>※LGBTの人たちやその家族や友人といったLGBTに関わる様々な方々が気軽に利用できる居場所</p>
11	<p>第7章 分野別施策の推進 11 生活困難者の人権</p> <p>・生活困難な原因として、賃金格差等とあるが「社会的孤立」も大きな原因となっている。「<u>社会的孤立</u>」について盛り込んでいただきたい。</p>

4 今後の予定

8月	人権施策基本方針改訂案修正
9月初旬	人権尊重の社会づくり協議会（修正案確認等）
10月	パブリックコメント
11月中下旬	第3回人権尊重の社会づくり協議会（パブコメ等への対応報告、改訂案確認、意見交換等）
1月	人権施策基本方針第4次改訂公表

1 人権施策基本方針の位置づけ

(1) 位置づけ

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となる方針。県の新たな計画策定や計画の改訂の際には、この基本方針を踏まえて人権尊重の視点を一層盛り込むこととし、各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意することにより、人権施策を総合的に推進する。

(2) 経緯

- 平成8年7月に「人権尊重の社会づくり条例（以下、「条例」という。）」を制定し平成9年4月に「鳥取県人権施策基本方針」を策定し人権施策を推進し、これまで社会の情勢等により3度改訂を行った。（H16. H22. H28）
- 令和3年4月に条例を一部改正しインターネットを含むすべての差別行為をしてはならないと明確化し、また人権意識調査で人権施策に関する成果と課題が明らかになったところ。

鳥取県人権施策基本方針		鳥取県人権意識調査	
平成 9年 4月 策定	—▶	平成 9年 8月 第1回調査実施	
平成 16年 3月 第1次改訂	—▶	平成 17年 2月 第2回調査実施	
平成 22年 11月 第2次改訂	—▶	平成 23年 2月 第3回調査実施	
平成 28年 9月 第3次改訂	←—	平成 26年 5月 第4回調査実施	
令和3年度 第4次改訂	←—	令和2年5月 第5回調査実施	

2 主な改訂内容

基本理念はそのままとし、①条例改正、②社会情勢等の変化、③人権意識調査結果等を踏まえ次の点を見直す。

- <基本理念>「お互いの人権が尊重され誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現
- ・一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障される社会の構築
 - ・人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚
 - ・すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

(1) 条例第6条に基づき、新たに4つの章(第3章、第4章、第5章、第6章)を新設し全8章で構成。

第3次改訂(H28) 現行	第4次改訂(R3) 案
<ul style="list-style-type: none"> ・改訂の経緯 ・人権をめぐる社会の動き 	
第1章 基本的な考え方	第1章 基本的な考え方
第2章 人権施策の推進方針	第2章 人権教育・人権啓発の推進
<ul style="list-style-type: none"> I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 1 人権教育 2 人権啓発の推進 II 相談・支援の充実(⇒第4章) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3章 差別実態の解消に向けた施策(新) 第4章 相談支援体制の充実(新) 第5章 人権施策の推進に資する調査について(新) 第6章 共通して取り組む重要施策(新)
第3章 分野別施策の推進	第7章 分野別施策の推進
第4章 人権施策の推進体制	第8章 人権施策の推進体制

(2) 「第6章」については、共通して取り組む5つの重要施策を記載

- ①SDGsにおける人権 ②ビジネスと人権、③Society5.0 への変革と人権、④個人情報の保護と人権
- ⑤ユニバーサルデザインの推進

(3) 第7章の個別分野については一部名称を変更

- ・同和問題⇒同和問題(部落差別) ・病気にかかわる人の人権⇒感染症等病気にかかわる人の人権

様々な人権(「東日本大震災等の災害の被災者に関する人権等」⇒「災害被災者等に関する人権」)

第3次改訂(H28) 現行	第4次改訂(R3) 案
1 同和問題	1 同和問題 (部落差別) (名称変更) ※条例改定、法務省使用
2 男女共同参画	2 男女共同参画
3 障がいのある人	3 障がいのある人
4 子ども	4 子ども
5 高齢者	5 高齢者
6 外国人	6 外国人
7 病気にかかわる人	7 感染症等病気にかかわる人 (名称変更) ※条例改定
8 刑を終えて出所した人	8 刑を終えて出所した人
9 犯罪被害者等	9 犯罪被害者等
10 性的マイノリティ	10 性的マイノリティ
11 生活困難者	11 生活困難者
12 インターネット(⇒第6章)	
13 ユニバーサルデザインの推進(⇒第6章)	
14 様々な人権問題 北朝鮮当局によって拉致された被害者等、 東日本大震災等の災害の被災者、アイヌ、 個人情報の保護(⇒第6章)、 職場における人権問題(⇒第6章)、ひきこもり	12 様々な人権 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・災害被害者等 (名称変更) ※社会情勢を踏まえ幅広に対応 ・アイヌ ・ひきこもり

(4) 人権意識調査結果の反映

令和2年5月に県民を対象に実施した人権意識調査の結果を基に、今後の取組の方向性を見直した。

3 主な章の柱だて等

■第2章 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育

- (1) 学校教育 ((ア) 教育活動全体を通じた人権教育の推進 (イ) 指導内容・方法の工夫・改善 (ウ) 教職員に対する研修等の充実)
- (2) 社会教育 ((ア) 家庭における人権教育の推進 (イ) 地域における人権教育の推進 (ウ) 学習内容・方法の工夫・改善 (エ) 指導者(推進者)の育成)

2 人権啓発

- (1) 県民に対する啓発 ((ア) 効果的な啓発・情報提供 (イ) 効果的な啓発手法)
- (2) 企業への啓発 ((ア) 事業主等への人権啓発 (イ) 公正採用選考に関する取組)
- (3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

■第3章 差別実態の解消に向けた施策(新)

1 差別のない社会づくりの推進

2 差別解消に向けた施策の検討 ((1) 差別事象検討小委員会 (2) 障がい者差別解消支援地域協議会)

■第4章 相談支援体制の充実(新) ※第3次改訂(現行)の第2章「II 相談・支援の充実」をベースに見直し

1 相談機能の充実 ((1) 活用しやすい環境づくりの推進 (2) 関係機関の連携の推進 (3) 相談員の資質向上、相談者本位の対応 (4) 人権に関する総合的な相談窓口による対応)

2 救済制度の確立の国への要望

■第5章 人権施策の推進に資する調査について(新)

1 人権問題に係る現状把握について

2 人権に係るさまざまな調査 ((1) 啓発事業におけるアンケート調査 (2) 定期的な県民意識調査)

■第6章 共通して取り組む重要施策(新)

1 SDGsにおける人権 ((1) SDGsの理念を踏まえた人権施策の推進)

2 ビジネスと人権 ※第3次改訂(現行)の第3章14「職場における人権問題」をベースに見直し

- ((1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応)

3 Society5.0 への変革と人権 ※第3次改訂(現行)の第3章12「インターネット」をベースに見直し

((1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)インターネット上での人権侵害行為への対応 (4)青少年の健全な育成のための環境整備 (5)新たな人権課題への対応)

4 個人情報の保護と人権 ※県民協働参画課の監修のもと全面見直し

((1)個人情報の適正な管理等の推進 (2)マイナンバー制度や本人通知制度の周知)

5 ユニバーサルデザインの推進 ※第3次改訂(現行)の第3章「13 ユニバーサルデザインの推進」を移行

((1)教育・啓発の推進 (2)カラーUDの推進 (3)関係機関等との連携 (4)公共施設等のUD化の推進)

■第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別) ※(旧:「同和問題」)

((1)教育・啓発の推進 (2)隣保館における相談機能等の充実 (3)就労の支援 (4)差別事象等への対応 (5)関係団体との連携)

2 男女共同参画に関する人権

((1)教育の推進 (2)啓発・支援体制の充実 (3)性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進 (4)女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5)男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6)あらゆる暴力の根絶 (7)防災・災害復興における男女共同参画の推進)

3 障がいのある人の人権

((1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)権利擁護の推進 (4)障がい者差別の解消に向けた取組 (5)社会参加と雇用の推進 (6)暮らしやすいまちづくりの推進 (7)特別支援教育の充実 (8)精神障がいのある人に関する施策の充実)

4 子どもの人権

((1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)親になるための教育の推進 (4)児童虐待防止対策の充実 (5)要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6)特別支援教育の充実(再掲) (7)青少年の健全な育成のための環境整備の推進 (8)いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 (9)体罰防止に向けた取組の充実)

5 高齢者の人権

((1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)社会参加・健康づくりの推進 (4)福祉サービスの質の向上 (5)暮らしやすいまちづくりの推進 (6)認知症関連施策の充実 (7)高齢者虐待防止対策等の充実)

6 外国人の人権

((1)暮らしやすいまちづくりの推進 (2)生活情報の提供の充実 (3)相談支援体制の充実 (4)教育・啓発の推進 (5)外国人児童生徒等に対する教育の充実 (6)外国人の社会参画の推進)

7 感染症等病気にかかわる人の人権 (旧:「病気にかかわる人の人権」)

((1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4)ハンセン病回復者等への支援 (5)HIV感染者、エイズ患者への支援 (6)難病患者等への支援 (7)新型コロナウイルス感染症に関する取組)

8 刑を終えて出所した人の人権

((1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実)

9 犯罪被害者等の人権

((1)教育・啓発の推進 (2)相談・支援の充実)

10 性的マイノリティの人権

((1)教育・啓発の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)諸課題についての検討)

11 生活困窮者の人権

((1)教育・啓発の推進 (2)生活困難者への自立支援 (3)生活困難者への就労支援 (4)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援)

12 様々な人権

北朝鮮当局によって拉致された被害者等、災害被害者等の人権、アイヌの人々、ひきこもりの状態にある人の人権